

八代市告示第22号

振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域の区分

平成24年3月30日八代市告示第21号（振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準）による指定地域における特定建設作業に伴って発生する振動について、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1の付表による区域を次のように定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成21年4月23日八代市告示第72号（振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動について規制する区域の区分）は、平成24年3月31日限り、廃止する。

平成24年3月30日

八代市長 福島和敏

規制区域	
付表の第1号に掲げる区域	付表の第2号に掲げる区域
1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも、臨港地区及び第一号区域の地域を除く。）
2 用途地域以外の地域（臨港地区を除く）	2 建馬町一番のうち臨港地区の区域
3 工業地域のうち十条町四番、福正元町十一番、福正元町十二番及び福正元町十三番の区域	

備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 「臨港地区」とは都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区をいう。
- 無人島は、規制区域から除く。